

～ひとり親家庭の皆さんへ～

子育て支援のご案内

【令和5年版】

狭山市  
令和5年7月

## ☆ご案内☆

1. この冊子は、ひとり親家庭（※）のみなさんへ、子育て支援に関する各種行政サービス等の目的やしきみ、手続等についてお伝えするものです。掲載している情報は、対象者をひとり親家庭に限定したサービスから、すべての子育て家庭を対象としたサービスまで含まれますので、ご留意願います。なお、それぞれのサービス等の詳細については、各窓口でお尋ねください。
2. この冊子に掲載している所在地や電話番号、内容等については、最新のものを用いましたが、発行日以降、変更が生じている場合もありますので、ご留意願います。

（※）ひとり親家庭・・・一般的に、①配偶者が亡くなった方、②配偶者と離婚された方、③配偶者の生死が明らかでない方、④配偶者が外国にいるか、拘禁されているため、その扶養を受けられない方、⑤配偶者に心身の障害があって働けない方、⑥婚姻によらないで母となった方であって、18歳未満のお子さんを育てている家庭をいいます。

### 母子・父子自立支援員による相談

離婚等で今後、母子家庭となる方への行政サービス・就労や就職、母が抱える悩みについてなど、電話による相談、来庁、または訪問による相談もできます。匿名でも大丈夫です。

※母子父子相談の中で、ご家庭、お子さんの困りごと等があった場合には、母子・父子自立支援員と家庭相談室と連携してご相談をお受けすることができます。

相談日：平日 9時～17時（事前予約優先） ※オンライン相談も行っています  
狭山市役所本庁舎 1階 10番窓口 こども支援課 04-2953-1111（1534）

# 【こども支援課での手当と助成】

## 児童扶養手当

ひとり親家庭で、18 歳になった年の年度末(一定の障害があるときは 20 歳未満)までの児童を養育している方に支給します。所得制限があります。



## 児童手当

15 歳になった年の年度末(中学校修了)までの児童を養育している養育者に支給されます。受給者は父母のうち生計中心者です。所得などの制限があります。



## ひとり親家庭等医療費支給制度

医療保険に加入しているひとり親家庭等の 18 歳になった年の年度末(一定の障害があるときは 20 歳未満)までの児童とその父または母もしくは養育者にかかる医療費(一部負担金)を支給するものです。所得制限があります。



## こども医療費支給制度

医療保険に加入している 15 歳になった年の年度末(中学校修了)までの児童にかかる医療費(一部負担金)を支給するものです。

※令和 5 年 10 月診療分より、18 歳年度末まで対象年齢が拡大されます。



## さやまファミリー・サポート・利用料の助成

1 か月に支払った利用金額の半額を助成します。  
(助成限度額:1 か月につき 10,000 円)

対象:住民税非課税世帯、生活保護世帯、2人以上のお子さんがファミリー・サポート・センターの援助活動を受けている方

※ファミサポの会員登録が必要です



## 産前・産後ヘルパー派遣事業利用料の助成

(1)市民税非課税世帯の方、1 か月に支払った利用金額の半額を助成します。

(2)生活保護世帯の方、1 か月に支払った利用金額の全額を助成します。

※ファミサポの会員登録が必要です



## 養育費に関する助成

養育費に関する公正証書等作成補助金、養育費保証契約促進補助金の助成が受けられます。

※詳細は【養育費】ページをご覧ください

## JR 定期乗車券の割引

児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の方を対象で、JR の定期券を買うとき、通勤定期乗車券の 3 割引きの値段で買うことができます。



※手当・助成に関しては狭山市こども支援課までお問い合わせください。

狭山市役所本庁舎 1 階 10 番窓口 こども支援課 04-2941-3069

# 【就職・資格取得・貸付】

## ひとり親家庭の就業・生活相談

母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭の保護者の方々のお話を聞かせていただき、それぞれのご家庭の状況に応じた手当や行政サービスのご案内をいたします。また、保護者の方と生活状況の改善や自立に向けて一緒に考えていきます。

## ○母子・父子自立支援プログラム

資格取得、就活に向けた準備を行い、就労決定やステップアップを目指します。また、就労や進学が決まったあとの定着支援も行います。

こども支援課 母子・父子自立支援員 04-2953-1111(1534)

## 高等職業訓練促進給付金等支給制度

ひとり親家庭の母及び父の経済的な自立を促進するため、就業に結びつきやすい資格の取得及び技能の修得を支援する制度です。修業期間中の生活の負担を軽減する目的で給付金を支給します。



## 高等職業訓練促進資金貸付制度

### ○入学準備金

### ○就職準備金

高等職業訓練促進給付金支給対象の方に貸付します。資格取得後、埼玉県内で5年間取得した資格の職業に従事すると、返済が免除となります。



## 自立支援教育訓練給付金支給制度

ひとり親家庭の保護者を対象に、就職に必要な資格・技能を身に付けるための講座(市が指定した講座)を受講する場合に、支払った費用の一部を支給する制度です。通学から通信講座まで多岐にわたる分野の資格に対応しています。

※ご利用希望の際は、所沢ハローワークで、雇用保険の受給状況の確認が必要になります。



### ○ひとり親家庭住宅支援資金

こども支援課において「母子・父子自立支援プログラム」による支援を受けている方に、家賃の支払い月額上限4万円を支援、貸付を実施します。返還免除要件を満たせば、返済免除になります。



## ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の親又はその児童が、より良い条件での就職や転職に向けて高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合において、対象講座の受講費用の一部を支給します。



## ハローワーク

ひとり親就労サポート事業

### ○ハローワーク所沢(本庁)

教育訓練給付金、雇用保険の申請、職業訓練の申し込みのご案内をしています。

04-2992-8609

### ○狭山市ふるさとハローワーク

母子父子プログラム策定の際は、こちらを利用し、就労支援を行います。

04-2952-0901

## 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度

ひとり親家庭の母及び父、並びに寡婦の方の経済的自立や、扶養している児童の福祉増進のために、必要な資金の貸付制度です。

※申請の際には、必ず県西部福祉事務所への事前相談が必要となります。

制度案内・申請書受付:こども支援課(母子・父子自立支援員)

申請書提出前の事前相談:県西部福祉事務所

049-283-6780



# 【養育費】

## 離婚前・養育費相談

母子父子自立支援員による、離婚前・養育費相談を行っています。離婚後に行う手続きや離婚後の生活に関してご案内いたします。また必要に応じて、家庭裁判所への同行や養育費に関する書類作成の相談も行います。

こども支援課 母子・父子自立支援員 04-2953-1111(1534)

## 市民相談室のご案内

法的なご相談は、市民相談室をご利用できます。

弁護士相談は、お電話にてご予約ください。

市民相談室 04-2953-1111 (1140)

## 養育費に関する助成

### ○養育費に関する公正証書等作成補助金

養育費に関する公正証書を作成する際にかかる本人負担費用又は家庭裁判所の調停・裁判にかかる本人負担費用を補助します。



### ○養育費保証契約促進補助金

養育費の確実な受取りを促進するため、保証会社と養育費保証契約を締結する際の本人負担費用を補助します。

狭山市役所本庁舎 1階 10番窓口 こども支援課 母子父子自立支援員 04-2953-1111(1534)



## 養育費に関する相談

養育費の取り決めや確保に悩んでいる方の電話相談・メール相談を受け付けています。

平日(水曜日を除く):午前10時～午後8時

水曜日:午後0時～午後10時

土曜日・祝日:午前10時～午後6時

【メール相談】info@youikuhi.or.jp



養育費相談支援センター

03-3980-4108 フリーダイヤル 0120-965-419

## 法的トラブルに関する相談

お問い合わせの内容に合わせて、解決に役立つ法制度の情報提供や、弁護士・司法書士による法律相談が必要な方で、経済的に余裕のない場合には、民事法律扶助による無料法律相談も行っています。

平日 9時～17時

法テラス埼玉(外国人労働専門予約あり)0570-078312

法テラス川越(DV 専門予約あり)0570-078313



## 公証役場

協議離婚において取り決めた、養育費、慰謝料、財産分与、生活保障等について公証役場で公正証書を作成することができます。

公正証書(強制執行認諾条項を付したもの)を作成しておきますと、それ自体に高い証明力がある上、養育費等の金銭債務の支払を怠ると、裁判を起して裁判所の判決等を得る必要が無く、すぐ強制執行の手続きに入ることができます。

所沢

川越

所沢公証役場 04-2994-2323



川越公証役場 049-224-9454



## 家庭裁判所

離婚について話し合いがまとまらない場合や話し合いができない場合には、子を監護している親から他方の親に対して、家庭裁判所に調停又は審判の申立てをして、養育費の支払を求めることができます。

川越裁判所

家事調停係 049-273-3035



# 【子育て支援】

## さやまファミリー・サポート・センター

子育ての手助けが必要な方(預ける会員)と子育ての手助けができる方(預かる会員)が会員となり、地域の中で子育ての助け合いを行うものです。費用:1時間 700円その他実費を預かる会員に支払います。

### ○産前・産後ヘルパー派遣事業

妊娠中の方や出産直後のお母さんのいる家庭に対し健康で安心して生活ができるように、必要な家事や育児のお手伝いをします。妊娠中の方で、母子健康手帳の交付を受けてから出産までの期間で10日まで利用できます。

さやまファミリーサポートセンター 狭山市社会福祉協議会

●電話 04-2003-3849(月～金曜日、午前8時30分から午後5時まで)



## 総合子育て支援センターちやつぼ

親子で遊ぶ・子育ての仲間づくり・子育て情報の収集・子育て相談など、気軽に利用することができる子育てのための施設です。

また、子どもを遊ばせながら子育て相談員や保育士が相談にも応じ、育児情報の提供なども行っています。



狭山市市民交流センター内 04-2937-3624

### ちやつぼ保育室

さまざまなニーズに対応する一時預かり事業を行っています。

狭山市市民交流センター内

04-2937-3627 (予約専用:8時～16時)



## 子育てプレイス

0歳から3歳までの乳幼児を持つ保護者とお子さんが気軽に遊びに来て交流できます。子育てに関するさまざまな情報の提供や育児相談も受けられます。現在、狭山市内には新狭山・稲荷山・奥富・広瀬・水野の5施設があります。



## 地域子育て支援センター

みつばさ愛育園、堀兼みつばさ保育園、風の森みどり保育園では、親子で参加できる活動や子育て家庭の交流の場として利用できます。

また、随時、育児不安等についての相談も行っています。



## 保育施設

保護者の方が就労や疾病などで家庭において十分保育することが出来ない就学前の児童を、家庭の保護者に代わって保育する施設です。



### 休日保育

保護者の方が、休日に就労等で保育ができない場合に児童を保育します。

### 病後児保育

満1歳から小学3年生の児童が、病気の回復期にあり集団保育が困難な状況で、保護者が就労等により保育が必要な場合に保育をします。

### 一時預かり事業

保護者の短時間の就労・疾病など様々な理由により、緊急・一時的に家庭での保育が困難な場合、一時的にお子さんを保育します。

狭山市役所本庁1階 保育幼稚園課 04-2953-1111 (1531,1532,1533)



## 学童保育室

児童の保護者が就労などにより昼間家庭にいない場合に、放課後や夏休みなどの学校休業日に、安心して過ごせる生活の場として適切な遊びや指導を行い、その児童の健全な育成を図ることを目的とする施設です。

狭山市役所本庁1階 青少年課 04-2941-4316



# 【教育資金】

## 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度

ひとり親家庭の母及び父、並びに寡婦の方を対象に○就学支度金、○修学金の教育資金の貸付制度をご案内しています。詳しくは、母子・父子自立支援員までお問い合わせください。

※申請の際には、必ず県西部福祉事務所への事前相談が必要となります。

こども支援課 母子・父子自立支援員 04-2953-1111(1534)

### 狭山市就学援助制度

経済的な理由で学用品の購入や給食費の支払等に困窮している、狭山市立の小・中学校に通う児童生徒の保護者に対して、学用品費、修学旅行費、給食費など経済的援助を行っています。

狭山市役所本庁舎 5階

学務課 04-2953-1111(5655)



### 狭山市奨学金制度

能力があるにもかかわらず、経済的な理由によって、高校や大学等に入学が決定又は、在学中で修学が困難な方に、奨学金をお貸ししています。

狭山市役所本庁舎 5階

学務課 04-2953-1111(5656)



## 高等学校等にかかる教育費とそれぞれの修学支援制度 (いずれの制度にも、所得基準等の要件があります。)

入学料・授業料	○高等学校等就学支援金制度 国が生徒に代わり高等学校等の授業料を負担する制度	国公立 私立対象
	○授業料減免制度 高等学校等就学支援金制度対象外の世帯を対象に高等学校の授業料を減額・免除する制度	国公立 対象
	○入学料減免制度 高等学校の入学料を免除する制度	国公立 対象
	○私立高等学校等父母負担軽減事業補助制度 県内在住で県内私立高等学校等に通う世帯を対象に授業料等補助する制度	私立対象
授業料以外の教育費	○高等学校等奨学のための給付金制度 学用品など授業料以外の教育費の一部を給付する制度	国公立 私立対象
	○私立高等学校等父母負担軽減事業補助制度 県内在住で県内私立高等学校等に通う世帯を対象に施設費等補助する制度	私立対象
教育費全般	○埼玉県高等学校等奨学金制度 高等学校等で学ぶための費用を無利子で貸し出す制度(要返還)	国公立 私立対象

### 日本学生支援機構

#### ○高等教育の修学支援新制度

授業料・入学金の免除または減額と、給付型奨学金により支援します。支援対象となる学校は大学・短期大学・高等専門学校(4年・5年)・専門学校です。

#### ○貸与奨学金

経済的理由により修学に困難がある優れた学生に等に対し、奨学金の貸与を行います。

日本学生支援機構 奨学金相談センター

0570-666-301(ナビダイヤル)



埼玉県教育局 財務課 048-822-5670

埼玉県教育局 学事課 048-830-2725



### 教育一般貸付(国の教育ローン)

お子さまの教育資金を必要とする方むけに教育貸付をお取り扱いしています。

(日本学生支援機構との併給可)

(株)日本政策金融公庫

0570-008656 又は 03-5321-8656



## 【生活困窮者支援】

### トータルサポート

介護、貧困、高齢、子育て、障害、住む場所...何をどこで相談したら良いのか分からない、そんな複合的な困りごとを相談できる窓口です。適切な制度や支援に繋がっていきます。

狭山市役所本庁 1 階 福祉政策課 トータルサポート推進室 04-2937-7562



### くらし・しごと支援センターさやま

本人に必要な支援を把握し、本人の状況に応じた様々な支援に繋いでいく機関です。

住居確保給付金の支給・就労準備支援事業・就労訓練事業・家計改善支援事業・子どもの学習・生活支援事業などを行っています。

狭山市社会福祉協議会 狭山市駅東口事業所内 平日 8:30~17:00(年末年始を除く)

電話:04-2954-7669



## 【障害福祉サービス】

### 特別児童扶養手当

精神または身体に一定の障害のある 20 歳未満の児童を養育している父母または養育している方に支給されます。所得などの制限があります。

狭山市役所本庁 1 階 障がい者福祉課

04-2953-1111 (1591、1592)



### 療育相談窓口

利用したいサービスや、療育相談の窓口(青い実学園・児童発達支援センターあんずなど)、相談支援事業所に関して、障がい者福祉課で相談ができます。

狭山市役所本庁 1 階 障がい者福祉課

04-2953-1111 (1593、1594)

## 【住宅】

### 市営住宅

市営住宅は住宅に困っている方のうち、一定基準以下の所得の方に対して低廉な家賃で賃貸する住宅です。

原則として年1回、6月に定例募集を行います。

狭山市役所本庁 2 階 市街地整備課

04-2953-1111 (2234、2235)



### 県営住宅

県営住宅は、埼玉県が住宅に困っている所得の少ない方々のために、国の補助を受け建設された住宅です。

民間住宅とは異なり入居できる世帯所得額や、家族構成等に制限があり

埼玉県住宅供給公社 県営住宅課

048-829-2875



## 【保険料・税の控除】

### 国民年金保険料免除・猶予制度

国民年金第 1 号被保険者が経済的な理由や、失業などで保険料納付が困難な時は、保険料免除または猶予制度を受けられます。(審査あり) 産前産後の免除もあり。

狭山市役所本庁 1 階 保険年金課 9 番窓口

04-2953-1111 (1057)



### 市民税・県民税

○寡婦、ひとり親控除

寡婦の控除額は 26 万円、ひとり親の控除額は 30 万円です。

○市民税・県民税の非課税

寡婦・ひとり親控除を受けている方で、前年の所得が 135 万以下の方、生活扶助を受けている方などは、課税されません。

狭山市役所本庁 1 階 2 番窓口

04-2953-1111 (1091、1094)



# 【相談窓口】

## 子どもの福祉に関する総合支援窓口

保育、子育て支援についての行政サービスに関する相談をはじめ、子どもの福祉に関する総合支援窓口です。どんなことでもお気軽にご相談ください。

相談日：平日 8 時 30 分～17 時 15 分 狭山市役所本庁舎 1 階 10 番窓口 こども支援課 04-2941-3069

## 家庭児童相談員による相談

専門の相談員(家庭児童相談員)が子どもや家庭に関する悩みを聞いて、一緒に解決方法を見つけるお手伝いをします。対象は 18 歳未満のお子さんがあるご家庭となります。(小学生、中学生、高校生も相談できます。)

相談日：平日 9 時～17 時 狭山市役所本庁舎 2 階

※メール相談も受け付けております。

家庭児童相談室 04-2953-1111(1535)

フリーダイヤル 0120-53-0170

メール相談 →



こどもの相談 →



## 総合子育てセンターによる相談

育児のこと、子どものこと、自分自身のことなど、乳幼児から就学前のお子さんに関する相談を電話や来所で随時受け付けています。

相談日：毎日 9 時～18 時(年末年始は休館) ※メール相談も受け付けております。

総合子育て支援センター 狭山市市民交流センター内 04-2937-3626



## 民生委員・児童委員による相談

生活上の問題を抱えている方々の相談・援助を行います。また、児童問題に関わる行政機関、児童・青少年育成者、学校関係者と協力し、地域で子どもが健やかに育つ環境づくりや子育てのための相談・援助にあたります。

狭山市役所本庁舎 1 階 15 番窓口 福祉政策課 04-2953-1111(1512)

## 県西部母子・父子福祉センターによる相談

母子・父子自立支援員、就業支援専門員により、ひとり親家庭や寡婦の方が抱えている問題について、電話・来所による相談に応じ、問題解決のお手伝いをしています。また、専門的、法律的な知識を必要とする問題については、女性の弁護士による法律相談をご紹介します。

相談時間：平日 9 時 00 分～17 時 00 分

県西部母子・父子福祉センター(県西部福祉事務所内) 049-283-7991

## WithYou さいたまによる相談

### ○電話相談

年齢・性別(性自認)・相談内容を限定せず、ご相談をお受けしています。

(ドメスティック・バイオレンス(DV)、家族問題、自分の生き方など)

※女性のための無料法律相談(女性弁護士)や性暴力被害者・DV 被害者のためのカウンセリングに関しても問い合わせも可能です。

月～土曜日 10 時～20 時 30 分(日・祝・第 3 木曜休み)048-600-3800

### ○男性のための電話相談

男性臨床心理士による男性のための電話相談です。

(人間関係、家族、夫婦、DV、生き方など)

第 1・3 日曜日 11 時～15 時 048-601-2175



～ ひとり親家庭のみなさんへ ～

## 子育て支援のご案内【令和5年版】

発行日 令和5年7月1日  
編集・発行 狭山市こども支援部こども支援課  
〒350-1380 埼玉県狭山市入間川 1-23-5  
電話 04 (2953) 1111 (内線 1534)  
FAX 04 (2955) 2099  
Mail [kodomo@city.sayama.saitama.jp](mailto:kodomo@city.sayama.saitama.jp)